

問Ⅵ - 4 - ④（会計基準）

公益法人は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用しなければならないでしょうか。

答

- 1 平成 20 年会計基準は、貸借対照表及び正味財産増減計算書で前年度金額を開示することとしていますが、その注解 14 「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について」には、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。」と定められており、過去の財務諸表に遡及した処理を求めています。
- 2 本基準は、会計理論の観点からは、期間比較可能性と法人間の比較可能性を向上し、関係者の意思決定に当たっての財務諸表の有用性を高める上で意義があり、このことは、営利法人、非営利法人いずれにも当てはまることから、個別の公益法人がその会計処理に当たってこれを採用することは、有益と考えられます。
- 3 一方で、本基準が全ての会社にとって唯一の会計慣行であるとまでは言えないこと、中小企業、学校法人、独立行政法人等にも本基準の適用が求められていないこと、平成 20 年会計基準によって処理すれば、本基準を適用しなくとも財務諸表の将来に亘る適正性が担保されること、少人数の職員により運営されている公益法人が多いこと等を踏まえると、現時点では、公益法人について、本基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行と言えます。
- 4 このため、本基準を自主的に適用することは全く問題ありませんが、公益法人が、必ず本基準を適用しなければならない訳ではありません。